

熊谷スポーツコミッションスポーツ合宿助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、スポーツ合宿のため市外から本市を訪れるスポーツ団体を支援することにより、市内スポーツ施設を利用した合宿の誘致を促進し、本市におけるスポーツの推進、スポーツツーリズムの推進により地域経済の活性化に繋げるため、熊谷スポーツコミッションスポーツ合宿助成金（以下「スポーツ合宿助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) スポーツ合宿 スポーツの強化練習又は強化試合若しくは交流試合のための宿泊を伴う活動をいう。ただし、大会に参加するための宿泊は含まない。
 - (2) スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校並びに企業が設立するスポーツ活動を行う団体及び小学生以上で構成する任意に設立されたスポーツ活動を行う団体をいう。
 - (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定する旅館、ホテル営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（バンガロー、キャンプ場は除く。）をいう。
 - (4) 参加者 選手及び指導者（部長、監督、コーチ及びマネージャー等のスポーツ団体を構成する者をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。

(助成金交付の要件)

- 第3条 助成金の交付対象となるスポーツ合宿は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (1) 市内の体育施設又は熊谷スポーツコミッションが承認したスポーツ施設を利用して実施するスポーツ合宿であること。
 - (2) 市内の宿泊施設に宿泊するものであること。
 - (3) 市外のスポーツ団体であること。
 - (4) 参加者が15人以上であり、かつ、市内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊すること。

- (5) 宿泊期間中の一人当たりの宿泊費用が10,000円以上であること。
- (6) 営利を目的としないもの。
- (7) 宗教又は政治的活動を目的としないこと。
- (8) 事前に合宿計画が作成され、その計画に基づいて実施するスポーツ合宿であること。
- (9) この要綱による助成金の交付以外に、国、県、市、その他地方公共団体からスポーツ合宿に対する助成を受けていないこと。

(助成対象者)

第4条 助成金の対象となる団体は、前条に規定する要件を満たすスポーツ合宿を実施するスポーツ団体とする。

- 2 複数の団体が合同で又は同一の目的で合宿を行う場合にあっては、それぞれの団体を助成金の対象とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとしその額は、一人につき1,000円とする。ただし、1団体1回当たり5万円（熊谷市スポーツ・文化村に宿泊する場合にあっては2万円）を限度とする。

- 2 助成金は、地域電子マネー「クマPAY」により交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、スポーツ合宿助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、スポーツ合宿を実施する14日前までに行わなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び金額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときはスポーツ合宿助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときはスポーツ合宿助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(合宿計画の変更等)

第8条 前条第2項規定により助成金の交付決定通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は合宿計画の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は中止しようとするときは、スポーツ合宿助成金交付変更（中止）申請書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、スポーツ合宿が終了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、スポーツ合宿実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 合宿参加者名簿
- (4) 宿泊証明書又は領収書
- (5) その他必要と認められる書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、スポーツ合宿助成金交付確定通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

ただし、確定した補助金の額が第7条第2項の規定により通知した額と同額の場合は、当該通知を省くことができる。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成対象者は、補助金の交付を請求するときは、スポーツ合宿助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の調査)

第12条 市長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(助成金交付決定の取消)

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

2 前項及び規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による補助金の交付の決定の取消しに係る通知は、スポーツ合宿助成

金交付決定取消等通知書（様式第8号）によるものとする。

- 3 同条第1項及び規則第17条の規定による補助金の返還の命令は、スポーツ合宿助成金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（助成金の内容の公表）

- 第14条 市長は、第9条の規定により提出された書類に基づき、助成金額及び助成の内容を熊谷スポーツコミッションホームページで公表するものとする。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月17日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和6年5月23日決裁）

この要綱は、令和6年6月1日より施行する。

附 則（令和8年3月24日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。